

神奈川県提案(令和3年)について

| | 管理番号 (注) | 提案事項 (事項名) | 制度の所管・ 関係府省庁 | 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 |
|---|-------------|---|-----------------|---|
| 1 | 40 | 地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化 | 消費者庁 | 地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該交付金事業に係る実施計画書及び実績報告書の記載内容の簡素化等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| 2 | 41 | 都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化 | 内閣府、 厚生労働省 | (内閣府) 障害者基本法(昭 45 法 84) 障害者基本計画(11条1項)の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、都道府県障害者計画(同条2項)及び市町村障害者計画(同条3項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (厚生労働省) 児童福祉法(昭 22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 87条1項及び児童福祉法 33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る Q&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。 |
| 3 | 42 | 教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化 | 文部科学省 | 教育支援体制整備事業費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に内示を行う。 |

(注)「管理番号」は、国(内閣府)の整理により付されたものであり、内閣府HPから同番号に基づき、提案事項の検討の経過等を確認することができます。

(内閣府HP: 令和3年の提案募集について)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/index-r3.html>